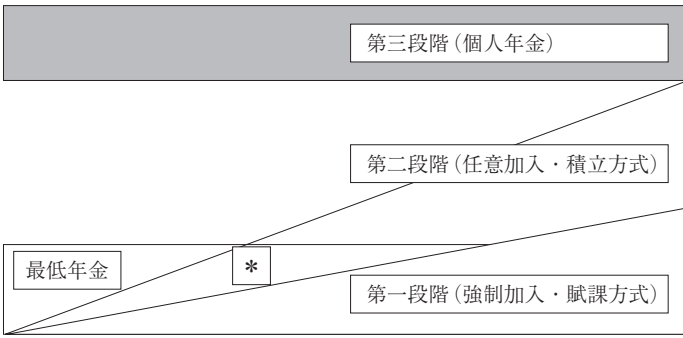


国名	スロバキア
公的年金の体系 保険料財源 企業・個人年金	 <p>*は第一段階のみに加入した場合の最低年金</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	第一段階 被用者◎ 年収が平均賃金の50%以上の自営業者◎ その他の17歳以上の居住者△ 第二段階 35歳までの被保険者△
保険料率 (2020年)	18% (被用者の場合は雇用者14%, 被用者4%, 自営業者と任意加入者は18%) うち4.75%を第二段階に回すことが可能, 保険料率の上限は平均所得の7倍
支給開始年齢	2020年の時点で62歳8ヶ月, 子どもの養育を行った場合には早期支給がある 現在段階的に支給開始を64歳へと引き上げ (1966年生まれ以降の世代が対象)
基本受給額	2020年の最低年金額は月額334.30ユーロ (平均賃金の33%)
給付の構造	第1段階: 平均給与ポイント×加入期間×現在の年金価値 平均給与ポイント: 保険加入期間の加入者の年収の平均年収に対する比率をポイント化したもの 最高で3となる 現在の年金価値: 労働・社会政策・家族省により毎年公表される。2020年は13.6361ユーロ 第2段階: 男女同一の生命表と予定利回り, および積立コストから算定
所得再分配	平均給与ポイントは, 1以下の場合20%追加, 1.25以上の場合ポイントの68%に削減 年金額が平均所得の60%未満の場合, 追加でクリスマス給付がある。2019年は最高200ユーロ
公的年金の財政方式	第一段階は賦課方式, 第二段階は積立方式
国庫負担	出産手当, 休業手当, 親族の介護のための手当の受給期間, 6歳までの子供の育児期間, および重度の障害の親族の介護を行っている期間は国が負担する
年金制度における最低保障	保険期間が30年以上あり, 計算による年金額が最低年金額を下回っている場合, その差額が支給される。30年を超える保険期間がある場合は年数に応じて追加支給がある
無年金者への措置	公的扶助により対応
公的年金と私的年金	第一段階と第二段階は公的年金 (ただし第二段階の資金運用は民間), 第三段階は私的年金
国民への個人年金情報の提供	保険者の請求に応じて, 社会保険庁が個人口座の情報を提供する

(仙石 学・北海道大学教授)